

平成28年 1 回中頓別町農業委員会総会会議記録

日 時 平成28年 1月29日

午後 1時30開会

午後 3時00閉会

場 所 中頓別町役場会議室

1 当日の出席委員は次のとおりである。

1 番委員、2 番委員、4 番委員、5 番委員、6 番委員、
7 番委員、8 番委員

以上 7 名

2 当日の欠席委員は次のとおりである。

3 番委員

以上 1 名

3 本会のための説明者 農業委員会 事務局長 ○ ○ ○

4 本会のための書記 農業委員会 主 査 ○ ○ ○ ○

5 本会の総会にかかる案件は次のとおりである。(別紙議案書のとおり)

6. 議 事

議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第2号 農地法第3条第6項の規定に準ずる社会福祉法人の報告審査について

議案第3号 農地法第6条第1項の規定に準づく農業生産法人の報告審査について

7. その他

(1) 今後の予定について

(2) その他

8. 閉 会

事務局長

ただいまから平成28年第1回中頓別町農業委員会総会を開催いたします。

まず始めに会長より挨拶をお願いします。

会長

皆様ご苦勞様です。今年、初めての農業委員会の総会となりますので宜しくお願いいたします。又、先日1月13、14日の札幌での研修、22日には稚内市での研修と参加頂きありがとうございます。

本年は農業委員会も改革の年で、先日の札幌市での臨時総会の中でも農業会議の解散となり、それに引き続き3月には新しい形の法人として発足となります。当町においても条例の改正を行い、選挙から任命へと委員の皆様からご意見を頂きながら、良い方向付けをしていきたいと思っています。担い手につきましては今年11月頃、就農予定となっていますが他にも研修生がいますし、他の研修生の受入れ等農業委員の皆様の協力を頂きながら今年1年宜しくお願い致します。

議長

これより、中頓別町農業委員会会議規則第7条第1項の規程に基づき、議事を進行いたします。

【欠席報告】

本日は 3番 ○○委員より欠席の旨、事前に連絡がございましたので、ご報告いたします。

【定数報告】

本日の出席委員は 8 名中 7 名であります。農業委員会等に関する法律第21条第3項の規程によります過半数に達しておりますので総会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

【議事録署名委員の指定】

議事録署名委員の指定を行います。

中頓別町農業委員会会議規則第15条の規程に基づき、議長が2名の委員を指名いたします。

7番 ○○委員及び1番 ○○委員を指名いたします。

会務報告につきまして、事務局から報告させます。

事務局長

12月21日平成27年 第8回農業委員会総会農業委員8名
事務局2名参加 12月22日から23日 平成27年度 地区別
農業委員会会長・事務局長研修会その後には宗谷地方農業委員会連
合会意見交換会、情報交換会・交流会 稚内市で開催 会長と事
務局長参加 この研修会の中で農業会議から一般社団法人化にな

る中身の説明と農地法改正の説明を受けています。1月4日新年交礼会 役場町民ホール 会長出席 1月13日から14日北海道農業会議 臨時総会 札幌市 会長出席 一般社団法人化に向けて決定がされてきています。1月13日から14日平成27年度農業委員会活動強化研修会及び全道農業者年金研究会 石井職務代理・栗林委員と私が出席 初日については活動強化研修会という事で北海道大学大学院の東山准教授からT P P大筋合意と農政改革農業構造について国の対応に対して批判的な表現が多かったのですが講演を受けています。後研修の中で北見市の第1農業委員会における農業振興業務に対しての農業経営移行に対するアンケート調査の報告で経営実態を把握して基礎資料にし、隔年、権利としての活動を行う際の資料としている。後ナイナイのお見合い大作戦で北見の花嫁という番組で今年の9月2日H B Cで放映され、11組がカップルとなっている。足寄町の農業委員会から農業委員会法の改正に伴う市町村条例等の整備状況と法施行の対応として上田事務局長から報告、今年4月1日からの法改正に基づいた農業委員会の体制が必要となり、それに向けた条例整備関係の話がされました。1月14日の全道農業者年金研究会ではファイナンシャルプランナー遠藤氏より外部から見た新農業者年金の評価として講演を受けています。農業者年金については最も優れた最も有利な年金、最も優れた最も有利な長期投資商品、公的年金の中では優れている。オリンピックに例えるなら金メダルの商品であるとの講演でした。情勢報告として農業者年金基金理事長中園氏から農業者のための公的年金制度として報告を受けました

昭和46年1月から農業者年金制度が始まっているが農業委員会関係・農協関係団体から国に対して、農業者にもサラリーマン並みの年金をとの活動を行い、現在の年金がスタートしていますが、途中平成14年1月から積立方式に変わって国が関与する政策年金で農業の補助制度となっているので未加入の方がいないよう周知徹底を行ってくださいとの話がされていました。事例報告として、中標津町の農業者年金加入推進への取り組みについてとして安田会長から報告。農業委員会と農協との役割分担についてと中標津町では農協職員が中心となって積極的に加入促進に関わっているとの報告でした。その後申し合わせ決議として農業者年金新規加入の加入推進の拡大申し合わせについて制度を知らない人がいなくなるよう周知活動をしましょう。関係する団体等で連携して制度のP Rをしましょう。認定農業者・家族経営協定締結者、後継者、女性の方に積極的に呼びかけをしていきましょう。

との決議がされています。1月22日平成27年度 市町村農業者年金協議会代議員等研修会 稚内市 会長外2名、事務局1名が出席。1月22日から23日農地転用許可等に係る指定市町村の指定基準等に関する説明会 札幌市 藤田事務局長出席

農地制度の在り方に関するプロジェクトチームが提言した農地制度の在り方についての中身を受けて、国の転用許可権限を希望する市町村（指定市町村）が申請をして国の権限を頂くというもので、農林水産省としては各市町村の数値目標は設定していないが分権を進める流れで取り扱いを設け、農地法の政令は12月24日施行、省令1月28日交付予定の説明がされた。事務処理体制が整っている市町村を対象に指定基準とし、優良農地を確保することを目標に平成37年に設定、平成26年度の農地面積から編入・除外の農地面積を勘案して設定するとの説明であった。今後の取扱は市町村から農業委員会へ権限委譲、事務の委任という形になるかは内部での協議となります。

議長

それでは議案の審議に移りたいと思います。

議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規程による農地利用集積計画の決定について」を事務局より説明させます。

事務局長

議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規程による農地利用集積計画の決定について」下記の者に係る農用地利用集積計画の決定について審議を求めるものです。

公告予定日については平成28年1月29日、番号賃1番 土地の表示は別紙のとおりで、字旭台〇〇番地1から〇〇番地までの全7筆 〇〇㎡ 公簿地目、現況地目とも畑であります。小作料は〇〇円です。利用権の移転の時期及び引渡しのはきは公告日であります。貸主 〇〇〇〇さん 借主 〇〇〇〇さん。貸し付け理由は期間満了に伴い、賃貸借を更新する。借り受け理由は農地を借受け、農業経営の安定を図る。経営地は畑〇〇haで、この面積は今回申請のあった土地を含んでおります。労力〇、幹旋なし、資金は自己資金、年金加入状況は無しであります。賃貸借終期は平成31年12月31日の4年間であります。

農地位置につきましては、別紙位置図のとおりであります。

なお、本件につきましては、平成27年12月31日をもって期間満了した賃貸借地の更新であります。また、対象農地につきましては平成27年10月13日の農地パトロールの時点で、現地確認を行っておりますので、ご報告申し上げます。

続きまして賃2番の説明を行います。

土地の表示の内訳は別紙をご参照願います。字旭台〇〇番地〇から〇〇番地〇までの全14筆 〇〇㎡であります。公簿地目、現況地目とも畑であります。小作料は〇〇円です。利用権の移転の時期及び引渡し の時期は公告日です。貸主 〇〇〇〇さん 借主 〇〇〇〇さん。貸し付け理由は期間満了に伴い、賃借借を更新する。借り受け理由は農地を借受け、農業経営の安定を図る。経営地は畑〇〇haで、この面積は今回申請のあった土地を含んでおります。労力〇、幹旋なし、資金は自己資金、年金加入状況は加入であります。賃貸借終期は平成31年12月31日の4年間であります。

農地位置につきましては、別紙位置図のとおりであります。

なお、本件につきましても、平成27年12月31日をもって期間満了した賃貸借地の更新であります。また、対象農地につきましては平成27年10月13日の農地パトロールの時点で、現地確認を行って もらっていますので、ご報告申し上げます。

続きまして賃3番の説明を行います。

土地の表示の内訳は別紙をご参照願います。字秋田〇〇番地〇から〇〇番地〇までの全14筆 〇〇㎡ であります。公簿地目、現況地目とも畑であります。小作料は〇〇円です。利用権の移転の時期及び引渡し の時期は公告日です。貸主 〇〇〇〇さん 借主 〇〇〇〇さん。貸し付け理由は期間満了に伴い、賃貸借を更新する。借り受け理由は農地を借受け、農業経営の安定を図る。経営地は畑〇〇haで、この面積は今回申請のあった土地を含んでおります。労力〇、幹旋なし、資金は自己資金、年金加入状況は加入であります。賃貸借終期は平成31年12月31日の4年間であります。

農地位置につきましては、別紙位置図のとおりであります。

なお、本件につきましても、平成27年12月31日をもって期間満了した賃貸借地の更新であります。また、対象農地につきましては平成27年10月21日の農地パトロールの時点で、現地確認を行って もらっていますので、ご報告申し上げます。

続きまして、賃4番の説明を行います。

土地の表示の内訳は別紙をご参照願います。字秋田〇〇番地〇から〇〇番地〇の全28筆 〇〇㎡ であります。公簿地目、現況地目とも畑であります。小作料は〇〇円です。利用権の移転の時期及び引渡し の時期は公告日です。貸主 〇〇〇〇さん 借主 〇〇〇〇さん。

貸し付け理由は期間満了に伴い、賃貸借を更新する。借り受け理由は農地を借受け、農業経営の安定を図る。経営地は畑〇〇haで、この面積は今回申請のあった土地を含んでおります。労力〇、幹旋なし、資金は自己資金、年金加入状況は無しであります。賃貸借終期は平成28年12月31日の1年間であります。

農地位置につきましては、別紙位置図のとおりであります。

なお、本件につきましても、平成27年12月31日をもって期間満了した賃貸借地の更新であります。また、対象農地につきましては平成27年10月21日の農地パトロールの時点で、現地確認を行っておりますのでご報告申し上げます。

続きまして、賃5番の説明を行います。

土地の表示の内訳は別紙をご参照願います。字藤井〇〇番地から〇〇番地までの全9筆 〇〇m²であります。公簿地目、現況地目とも畑であります。小作料は〇〇円です。利用権の移転の時期及び引渡しの時期は公告日です。貸主 〇〇〇〇さん 借主 〇〇〇〇さん。貸し付け理由は期間満了に伴い、賃貸借を更新する。借り受け理由は農地を借受け、農業経営の安定を図る。経営地は畑〇〇haで、この面積は今回申請のあった土地を含んでおります。労力〇、幹旋なし、資金は自己資金、年金加入状況は未加入であります。賃貸借終期は平成38年12月31日の10年間であります。

農地位置につきましては、別紙位置図のとおりであります。

なお、本件につきましても、平成27年12月31日をもって期間満了した賃貸借地の更新であります。また、対象農地につきましては平成27年10月13日の農地パトロールの時点で、現地確認を行っておりますのでご報告申し上げます。

続きまして、賃6番の説明を行います。

土地の表示は別紙をご参照願います。字藤井〇〇番地〇から〇〇番地〇までの全13筆〇〇m²であります。公簿地目、現況地目とも畑であります。小作料は〇〇円です。利用権の移転の時期及び引渡しの時期は公告日です。貸主 〇〇〇〇さん 借主 〇〇〇〇さん。貸し付け理由は期間満了に伴い、賃貸借を更新する。借り受け理由は農地を借受け、農業経営の安定を図る。経営地は畑〇〇aであり、この面積は今回申請のあった土地を含んでおります。労力〇、幹旋なし、資金は自己資金、年金加入状況は未加入であります。賃貸借終期は平成38年12月31日の10年間であります。

農地位置につきましては、別紙位置図のとおりであります。

なお、本件につきましても、平成27年12月31日をもって期間満了した賃貸借地の更新であります。また、対象農地につきましては平成27年10月13日の農地パトロールの時点で、現地確認を行っていただいておりますのでご報告申し上げます。

続きまして、賃7番の説明を行います。

土地の表示は別紙をご参照願います。字神崎〇〇番地〇から〇〇番地〇までの全7筆〇〇㎡であります。公簿地目、現況地目とも畑であります。小作料は〇〇円です。利用権の移転の時期及び引渡しの時期は公告日です。貸主 〇〇〇〇さん 借主 〇〇〇〇さん。貸し付け理由は農地を近隣耕作者に貸付ける。借り受け理由は農地を借受け、農業経営の安定を図る。経営地は畑〇〇haで、この面積は今回申請のあった土地を含んでおります。労力〇、幹旋なし、資金は自己資金、年金加入状況は未加入であります。賃貸借終期は平成31年12月31日の4年間であります。

農地位置につきましては、別紙位置図のとおりであります。

なお、本件につきましても、平成27年12月31日をもって期間満了した賃貸借地の更新であります。また、対象農地につきましては平成27年10月13日の農地パトロールの時点で、現地確認を行っていただいておりますので、ご報告申し上げます。

続きまして、賃8番の説明を行います。

土地の表示は字旭台〇〇番地〇の一部から〇〇番地までの全3筆〇〇㎡であります。公簿地目は原野及び畑、現況地目は畑であります。小作料は〇〇円です。利用権の移転の時期及び引渡しの時期は公告日です。貸主 〇〇〇〇さん 借主 〇〇〇〇さん。貸し付け理由は、期間満了に伴い、賃貸借を更新する。借り受け理由は農地を借受け、農業経営の安定を図る。経営地は畑〇〇haで、この面積は今回申請のあった土地を含んでおります。労力〇、幹旋なし、資金は自己資金、年金加入状況は加入であります。賃貸借終期は平成28年12月31日の1年間であります。

農地位置につきましては、別紙位置図のとおりであります。

なお、本件につきましては、平成27年12月31日をもって期間満了した賃貸借地の更新であります。また、対象農地につきましては平成27年10月13日の農地パトロールの時点で、現地確認を行っていただいておりますので、ご報告申し上げます。

続きまして、賃9番の説明を行います。

土地の表示の内訳は、字兵安〇〇番地〇の1筆 〇〇㎡であります。公簿地目、現況地目とも畑であります。小作料は〇〇円です。利用権の移転の時期及び引渡しの時期は公告日です。貸主 〇〇〇〇さん 借主 〇〇〇〇さん。貸し付け理由は、農地を近隣耕作者に貸付ける。借り受け理由は農地を借受け、農業経営の安定を図る。経営地は畑〇〇haで、この面積は今回申請のあった土地を含んでおります。労力〇、幹旋なし、資金は自己資金、年金加入状況は未加入であります。賃貸借終期は平成33年12月31日の6年間であります。

農地位置につきましては、別紙位置図のとおりであります。

なお、本件につきましては、新規の賃貸借であります。また、対象農地につきましては平成27年10月13日の農地パトロールの時点で、現地確認を行っていただいておりますので、ご報告申し上げます。

続きまして、賃10番の説明を行います。

土地の表示は別紙をご参照願います。字上駒〇〇番地から〇〇番〇〇までの全8筆 〇〇㎡であります。公簿地目、現況地目とも畑であります。小作料は〇〇円です。利用権の移転の時期及び引渡しの時期は公告日です。貸主 〇〇〇〇さん 借主 〇〇〇〇さん。貸し付け理由は、農地を近隣耕作者に貸付ける。借り受け理由は農地を借受け、農業経営の安定を図る。経営地は畑〇〇haで、この面積は今回申請のあった土地を含んでおります。労力〇、幹旋なし、資金は自己資金、年金加入状況は加入であります。賃貸借終期は平成31年12月31日の4年間であります。

農地位置につきましては、別紙位置図のとおりであります。

なお、本件につきましては、本件につきましては、新規の賃貸借であります。また、対象農地につきましては平成27年10月13日の農地パトロールの時点で、現地確認を行っていただいておりますので、ご報告申し上げます。

続きまして、賃11番の説明を行います。

土地の表示は別紙をご参照願います。字松音知〇〇番地〇から〇〇番地〇までの全5筆 〇〇㎡であります。公簿地目、現況地目とも畑であります。小作料は〇〇円です。利用権の移転の時期及び引渡しの時期は公告日です。貸主 〇〇〇〇さん 借主 〇〇〇〇さん。貸し付け理由は、農地を近隣耕作者に貸付ける。借り受け理由は農地を借受け、農業経営の安定を図る。経営地は畑〇〇haで、この面積は今回申請のあった土地を含んでおります。労力〇、幹旋なし、資金は自己資金、年金加入状況は加入であります。賃貸借終期は平成38年1

2月31日の10年間であります。

農地位置につきましては、別紙位置図のとおりであります。

なお、本件につきましては、新規の賃貸借であります。また、対象農地につきましては平成27年10月13日の農地パトロールの時点で、現地確認を行っていただいておりますので、ご報告申し上げます。

続きまして、賃12番の説明を行います。

土地の表示は別紙をご参照願います。字旭台〇〇番地の一部から〇〇番地までの全11筆 〇〇㎡であります。公簿地目は原野及び畑、現況地目は畑であります。小作料は〇〇円です。利用権の移転の時期及び引渡しの時期は公告日です。貸主 〇〇〇〇さん 借主 〇〇〇〇さん。期間満了に伴い、賃貸借を更新する。借り受け理由は農地を借受け、農業経営の安定を図る。経営地は畑〇〇haで、この面積は今回申請のあった土地を含んでおります。労力〇、斡旋なし、資金は自己資金、年金加入状況は加入であります。賃貸借終期は平成28年12月31日の1年間であります。

農地位置につきましては、別紙位置図のとおりであります。

なお、本件につきましては、平成27年12月31日をもって期間満了した賃貸借地の更新であります。また、対象農地につきましては平成27年10月13日の農地パトロールの時点で、現地確認を行っていただいておりますので、ご報告申し上げます。

以上、賃貸借12件の説明を終了します。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

事務局の説明が終了しました。それでは賃1番から順番に審議に移ります。賃1番 〇〇〇〇さんから 〇〇〇〇さんへの賃貸借について事務局から確認事項を報告いたさせます。

事務局長

本件説明の前に農業経営基盤強化法第18条第1項の審査基準に關します法令の確認を行います。農業委員研修資料No.04をご覧ください。(関係法令～許可要件を説明)

それでは、賃1番につきまして

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号の基本構想は町産業建設課産業グループより適合である旨の確認を頂いております。

また、第2号イは効率的な利用耕作、第3号ロは常時従事可能であると判断されます、以上ご報告申し上げます。

議長	賃1番の説明が終了しました。このことについて、何かご質問ございますか。
各委員	(質疑なし)
	質疑がないようですので、賃1番を承認することにご異議ありませんか。
各委員	(異議なし)
議長	ご異議なしと認め、賃1番は承認することに決しました。
	次に賃2番の ○○○○さんから ○○○○さんへの賃貸借について事務局から確認事項を報告させます。
	それでは、賃2番につきまして 農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号の基本構想は町産業建設課産業グループより適合である旨の確認を頂いております。 また、第2号イは効率的な利用耕作、第3号ロは常時従事可能であると判断されます。以上ご報告申し上げます。
事務局長	賃2番の説明が終了しました。このことについて、何かご質問ございますか。
各委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、賃2番を承認することにご異議ありませんか。
各委員	(異議なし)
議長	ご異議なしと認め、賃2番は承認することに決しました。
	賃2番は承認することに決しましたことを、ご報告致します。 続きまして、賃3番の ○○○○さんから ○○○○さんへの賃貸借について、事務局から確認事項を報告させます。
事務局長	それでは、賃3番につきまして

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号の基本構想は町産業建設課産業グループより適合である旨の確認を頂いております。

また、第2号イは効率的な利用耕作、第3号ロは常時従事可能であると判断されます。以上ご報告申し上げます。

議長 賃3番の説明が終了しました。このことについて、何かご質問ございますか。

各委員 (質疑なし)

議長 質疑がないようですので、賃3番を承認することにご異議ありませんか。

各委員 (異議なし)

議長 ご異議なしと認め、賃3番は承認することに決しました。
次に賃4番の ○○○○さんから ○○○○さんへの賃貸借について、事務局から確認事項を報告させます。

事務局長 それでは、賃4番につきまして
農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号の基本構想は町産業建設課産業グループより適合である旨の確認を頂いております。
また、第2号イは効率的な利用耕作、第3号ロは常時従事可能であると判断されます。以上ご報告申し上げます。

議長 賃4番の説明が終了しました。このことについて、何かご質問ございますか。

各委員 (質疑なし)

議長 質疑がないようですので、賃4番を承認することにご異議ありませんか。

各委員 (異議なし)

議長 ご異議なしと認め、賃4番は承認することに決しました。
次に賃5番の ○○○○さんから ○○○○さんへの賃貸借について事務局から確認事項を報告させます。

事務局長	それでは、賃 5 番につきまして 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 1 号の基本構想は町産業建設課産業グループより適合である旨の確認を頂いております。 また、第 2 号イは効率的な利用耕作、第 3 号ロは常時従事可能であると判断されます。以上ご報告申し上げます。
議長	賃 5 番の説明が終了しました。このことについて、何かご質問ございますか。
各委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、賃 5 番を承認することにご異議ありませんか。
各委員	(異議なし)
議長	ご異議なしと認め、賃 5 番は承認することに決しました。 次に賃 6 番の ○○○○さんから ○○○○さんへの賃貸借について、事務局から確認事項を報告させます。
事務局長	それでは、賃 6 番につきまして 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 1 号の基本構想は町産業建設課産業グループより適合である旨の確認を頂いております。 また、第 2 号イは効率的な利用耕作、第 3 号ロは常時従事可能であると判断されます。以上ご報告申し上げます。
議長	賃 6 番の説明が終了しました。このことについて、何かご質問ございますか。
各委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、賃 6 番を承認することにご異議ありませんか。
各委員	(異議なし)
議長	ご異議なしと認め、賃 6 番は承認することに決しました。

議長	次に貸7番の ○○○○さんから ○○○○さんへの賃貸借について、事務局から確認事項を報告させます。
事務局長	それでは、貸7番につきまして 農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号の基本構想は町産業建設課産業グループより適合である旨の確認を頂いております。 また、第2号イは効率的な利用耕作、第3号ロは常時従事可能であると判断されます。以上ご報告申し上げます。
議長	貸7番の説明が終了しました。このことについて、何かご質問ございますか。
各委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、貸7番を承認することにご異議ありませんか。
各委員	(異議なし)
議長	ご異議なしと認め、貸7番は承認することに決しました。 次に貸8番の ○○○○さんから ○○○○さんへの賃貸借について、事務局から確認事項を報告させます。
事務局長	それでは、貸8番につきまして 農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号の基本構想は町産業建設課産業グループより適合である旨の確認を頂いております。 また、第2号イは効率的な利用耕作、第3号ロは常時従事可能であると判断されます。以上ご報告申し上げます。
議長	貸8番の説明が終了しました。このことについて、何かご質問ございますか。
各委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、貸8番を承認することにご異議ありませんか。

各委員	(異議なし)
議長	ご異議なしと認め、賃 8 番は承認することに決しました。 次に賃 9 番の ○○○○さんから ○○○○さんへの賃貸借について、事務局から確認事項を報告させます。
事務局長	それでは、賃 9 番につきまして 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 1 号の基本構想は町産業建設課産業グループより適合である旨の確認を頂いております。 また、第 2 号イは効率的な利用耕作、第 3 号ロは常時従事可能であると判断されます。以上ご報告申し上げます。
議長	賃 9 番の説明が終了しました。このことについて、何かご質問ございますか。
各委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、賃 9 番を承認することにご異議ありませんか。
各委員	(異議なし)
議長	ご異議なしと認め、賃 9 番は承認することに決しました。 次に賃 10 番の ○○○○さんから ○○○○さんへの賃貸借についての審議に移りますが、本件は○○委員の案件でございますので、委員には中頓別町農業委員会会議規則第 13 条に基づき退席願います。 ここで暫時休憩致します。 (○○委員退席) 休憩前に戻り、事務局から確認事項を報告させます。
事務局長	それでは、賃 10 番につきまして 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 1 号の基本構想は町産業建設課産業グループより適合である旨の確認を頂いております。 また、第 2 号イは効率的な利用耕作、第 3 号ロは常時従事可能であると判断されます。以上ご報告申し上げます。
議長	賃 10 番の説明が終了しました。このことについて、何かご質問ござ

	ざいますか。
各委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、賃１０番を承認することにご異議ありませんか。
各委員	(異議なし)
議長	ご異議なしと認め、賃１０番は承認することに決しました。 ここで暫時休憩致します。 (〇〇委員着席) 休憩前に戻り、議事を再開します。 賃１０番は承認することにしたことを、ご報告致します。 次に賃１１番の 〇〇〇〇さんから 〇〇〇〇さんへの賃貸借について、事務局から確認事項を報告させます。
事務局長	それでは、賃１１番につきまして 農業経営基盤強化促進法第１８条第３項第１号の基本構想は町産業建設課産業グループより適合である旨の確認を頂いております。 また、第２号イは効率的な利用耕作、第３号ロは常時従事可能であると判断されます。以上ご報告申し上げます。
議長	賃１１番の説明が終了しました。このことについて、何かご質問ございますか。
各委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、賃１１番を承認することにご異議ありませんか。
各委員	(異議なし)
議長	ご異議なしと認め、賃１１番は承認することに決しました。 次に賃１２番の 〇〇〇〇さんから 〇〇〇〇さんへの賃貸借について事務局から確認事項を報告させます。
事務局長	それでは、賃１２番につきまして

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号の基本構想は町産業建設課産業グループより適合である旨の確認を頂いております。

また、第2号イは効率的な利用耕作、第3号ロは常時従事可能であると判断されます。以上ご報告申し上げます。

議長

賃12番の説明が終了しました。このことについて、何かご質問ございますか。

各委員

(質疑なし)

議長

質疑がないようですので、賃12番を承認することにご異議ありませんか。

各委員

(異議なし)

議長

ご異議なしと認め、賃12番は承認することに決しました。

以上、議案第1号「農業経営基盤強化法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は原案どおり承認することに決しました。

続きまして、議案第2号「農地法第3条第6項の規定に準ずる社会福祉法人の報告審査について」を議題と致します。内容につきましては、事務局より説明願います。

事務局長

社会福祉法人〇〇〇〇における農地の使用貸借は、農地法第3条第2項ただし書きの政令第6条第1項第1号ハにより許可を行っておりますので、本来は農地法第3条第6項による報告の提出義務はございません。しかし、貸主である〇〇〇〇とは解除条件付き契約に基づき使用貸借を実施しておりますので、この法令に準じて貸付状況調査を実施しております。なお、例外規定での許可ありますので、全部効率利用と社会福祉法人としての利用目的が審査基準となりますことを申し添えます。

それでは解除条件付き貸付状況調査をご説明申し上げます。

1. 法人について 法人名 社会福祉法人〇〇〇〇、所在地 北海道枝幸郡中頓別町字中頓別〇〇番地、業種 サービス業、法人の事業内容 これにつきましては、実質的に農地を利用します本法人の1部門〇〇〇〇の内容で記載されております。野菜の栽培及び野菜の販売を行う。生産活動やその他の活動の機会の提供を通じ、就労に必要な知

識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うよう支援を行う。特定法人貸付事業、他市町村への参入状況、親会社名の有無は無しであります。

2 貸付内容は許可日平成 23 年 4 月 10 日、制度が第 3 条の例外規定、使用貸借、貸付面積は 3 筆合計〇〇㎡、貸付期間は平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで、首長とは許可する際に市町村長から意見があった場合であり、本法人の場合は無しであります。地域の③は地域の農業者における農業者との適切な役割分担であり、これは特に書面等で取り決めを実施しておりませんので、③書面で確認をしていないとしています。契約書は①であり農林水産省が示した契約書を使用。リスクとは借り手が撤退した場合のリスクを回避するため農業委員会が講じた取組みであり、これは④その他として「利用状況報告」の提出を求めるものとしております。

農地面積のうち遊休農地であった面積、特定法人貸付事業からの契約更新面積はございません。なお、農地の利用状況は平成 27 年 10 月 13 日実施の農地パトロールにより、適切に利用されていますことを確認しております。

3 営農について 農業の開始時期は平成 23 年 4 月 1 日、主な作付品目は、馬鈴薯、白菜、キャベツ、大根、南瓜、にんにく、ネギ、玉ねぎ、トウキビであります。農業従事役員数は 1 名、役職名は〇〇管理者であります。農業従事者数は常勤〇人、臨時雇用は〇人あります。農業経営改善計画認定は無し。農地法第 3 条第 6 項の報告の法令上の義務は無いので無しとなっておりますが、リスク回避の一環として農業委員会に報告を行うことを条件として許可しているところでありますので、提出頂いております。

4 農地の返還についてはございません。
以上報告いたします。よろしくご審議願います。

議長

議案第 2 号「農地法第 3 条第 6 項の規定に準ずる社会福祉法人の報告審査について」の事務局からの説明が終了致しました。このことについて、質疑等ございませんか。

各委員

(なしの声)

議長

質疑がないようですので、本件の報告についてご異議ございませんか。

各委員

(異議なし)

議長

異議なしと認め、当社会福祉法人の報告書を審査の結果、利用状況について問題なしと決しました。なお、当社会福祉法人に対しましては、文書により報告書の審査結果を報告することと致します。

続きまして、議案第3号「農地法第6条第1項の規定に基づく農業生産法人の報告審査について」を議題と致します。なお、本件につきましては、TMRセンターの構成員であります〇〇職務代理と〇〇委員及び〇〇委員に関連する案件でございますので、各委員には中頓別町農業委員会会議規則第13条に基づき退席願います。

ここで暫時休憩いたします。

(〇〇職務代理、〇〇委員、〇〇委員退席)

休憩前に戻り、中頓別町農業委員会会議規則第7条第2項に基づき議事を進行いたします。議案第3号について事務局より説明願います。

事務局長

それでは、議案第3号「農地法第6条第1項の規定に基づく農業生産法人の報告審査について」をご説明申し上げます。

農業生産法人の報告書は別記添付のとおり第20号様式です。要件確認につきましては別記第22号様式の農業生産法人要件確認書をご参照頂き審査願います。

報告書の提出は平成28年1月15日です。記載年月日は同日に確認を行っていますので、記載年月日も平成28年1月15日です。法人の名称は株式会社〇〇〇〇、事務所の所在地は枝幸郡中頓別町字敏音知〇〇番地〇、経営面積は畑〇〇ha、これは賃貸借されております農業用施設用地及び農地の面積でございます。農作業受託状況は〇〇haです。法人形態は平成23年2月16日に設立しました非公開株式会社です。法人形態の要件としましては、株式会社の場合は非公開会社となっておりますので、適でございます。

続きまして、事業の種類を生産する農畜産物名は飼料の貯蔵、調整及び販売、生乳の生産販売、乳牛及び肉牛の飼育販売、関連事業名は農作業の受託、その他事業はございません。売上高は農業で〇〇千円。その他事業の売り上げはございません。売上高の要件は、農業関連事業の売上高が法人全体の過半を占めることとなっておりますので、適でございます。

続きまして、構成員でございますが、構成員総数は〇名、農地提供者〇名、農業常時従事者〇名、農作業委託者も〇名でございます。その他は該当ございません。農業常時従事者としての要件は、原則年間

150日以上に従事で法人の農作業に限定せず、農業と関連する事業の従事或いは企画管理労働とされております。このことから、構成員全員がその要件にあてはまりますので、構成員数要件は適であります。業務執行役員数の総数は〇名、農業に常時従事する構成員は〇名、うち農作業従事者数も〇名であります。業務執行役員の要件としましては、役員の過半が法人の農業を年間150日以上に従事者である構成員であり、その常時従事役員のうち過半が年間60日以上農作業従事者である必要があります。〇役員のうち〇名が直近実績で12ヶ月以上の法人農業常時従事者であり、かつ、年間を通しての農作業従事者でありますので、業務執行役員要件は適であります。現在の当TMRセンターにおけます利用集積面積は〇〇haであり、中頓別町で下限面積50a以上であることをご報告申し上げます。以上報告いたします。よろしくご審議願います。

議長

議案第3号「農地法第6条第1項の規定に基づく農業生産法人の報告審査について」の事務局からの説明が終了致しました。このことについて、質疑等ございませんか。

各委員

(なしの声)

議長

質疑がないようですので、本件の報告についてご異議ございませんか。

各委員

(異議なし)

議長

異議なしと認め、農業生産法人の要件について問題なしと決しました。なお、当農業生産法人に対しましては、文書により報告書の審査結果を報告するとともに、農地の取得を要する旨を付記することと致します。

ここで暫時休憩いたします。

(〇〇職務代理、〇〇委員、〇〇委員着席)

休憩前に戻り、議事を進めます。

農業生産法人の要件について問題なしと決しましたので、ご報告致します。

以上をもちまして、議事が全て終了しましたので、その他の案件に移らせて頂きます。

その他について、事務局より説明させます。

事務局長

それでは、その他の事項について報告申し上げます。

(1) 今後の予定について

「総合的なＴＰＰ関連政策大綱」を踏まえた農業分野の対策に係る説明会

平成２８年２月１日（月）１４：００～１６：００ 宗谷総合振興局

〇〇委員、事務局出席

議長

では引き続きその他について、事務局より説明いたします。

事務局長

(2) 平成２７年度 地区別懇談会の開催について

例年２月後半から３月上旬に開催しております地区別懇談会ですが、日程のみ今総会で協議していただき、内容については、農政・担い手委員会のなかで協議させていただきますよう、ご承認願います。

議長

地区別懇談会につきましては、内容は農政・担い手委員会で協議することとでよろしいでしょうか。

各委員

(異議なし)

議長

それでは開催日程ですが、２月下旬及び３月上旬、１３時～役場会議室で開催することとよろしいでしょうか。

各委員

(異議なし)

事務局長

それではよろしくお願いします。

では引き続きその他について、事務局より説明いたします。

(3) 平成２８年度農業委員会予算（案）の査定状況について

別紙「平成２８年度事業内容説明資料（歳出）」をご参照願います。

前年度の予算は（）書きとし、財政当局に予算要求資料として提出しています。活動促進事業については費用弁償で〇〇万円の増額となっています。機構集積支援事業〇千円増額、担い手対策事業同額、農地基本台帳管理事務費〇〇千円増額、農地ナビという形で２７年からネットで全国どこからでも見られる状況となっています。今年度も全国農業会議所に情報を送っています。農業者年金委託事務として農業者年金基金から各市町村に事務委託金として雑入で受けていますが、今年度は〇〇千円を見込んでいます。今回は〇〇〇さんが加入となって

いますので、今後委託金として額が決まってくると思います。

2 番委員

前から気になっていたが〇〇委員の費用弁償額が〇〇円となっているが、間違っていないか。

事務局

費用弁償については農業委員会が勝手に決めている訳ではなく、町の旅費算出額表に添っての額ですが、〇〇さんは該当がないので、名前がなかったです。

4 番委員
会長

キロ数で出ているんじゃないのか。

キロ数ではなく、バスが通っているのかどうかでないか。

事務局

公共交通機関を使つての額の算出が基本で、バスがない所は車での算出になります。

2 番委員

これからの新農業委員を選出する時にも〇〇円の人がいるというのは如何なものかだな。

会長

まあそうなれば農業委員会だけでなく、各団体の委員・役員の額が関係してくる。農協では一括キロ数で計算している。

議長

他に何かありますか。

担い手対策事業費だが余った額についてはどうしているのか。

事務局長

去年予定していたが活動出来なかった額は町・農協に返しています。

会長

そうか返しているんだ。残った額は次年度に繰り越して広告料にするとかやり方もあるのでは。

事務局長

参加する男性陣の状況にもよりますし、広告に金額をかけたから女性が集まってくる保証もないし、今回2月に業者で依頼すると女性は必ず集まりますと言われたが、自前で金額をかけたが参加するかどうかは解らない。

会長

2月に開催する交流会の参加状況を農業委員会の場で聞かせて欲しい。

事務局長

現在、参加申込みが来ていないので、事務局から連絡をいれるタイミングを計っています。

会長

後、去年出来なかった農業後継者の先進地視察が出来ていないので担い手委員会を開催した際に協議して進めて欲しいのだが。

2 番委員

普及所からも案として場所を2～3ヶ所位出してもらっている。

会長

農協の方からも費用として出す考えがあると聞いているので、是非とも今年は開催して欲しい。

議長

その他ありますか

事務局長

農業共済組合の合併がらみの情報が入りましたので説明いたします（資料配布）農協からの推薦委員についてはこれまでも情報がありましたが今回、国の方から共済が広域合併した場合については農業共済組合等推薦選任委員の取扱については農業会議からこれまでに下さ

	れていた文書では失職する旨、出されていましたが、しかし、現に農業委員であった者はその推薦母体である農業共済組合等が解散しても改めて合併後の農業共済組合等の推薦を受けることで任期満了までの間、引き続き農業委員として在任できるとする見解が示されたのでお知らせします。
議長	その他何かありますか。
2 番委員	先程の賃貸借の中で未年金の人が 1 人いたので、加入するように勧めていったらどうだろう。記憶の中では両親も未加入だったと思う。
事務局	今回の賃貸借の件で本人へ年金加入を勧めてきています。
事務局長	只、今回は考えてみるとの返事でしたので、再度押してみます。 農業委員の立場から機会があれば年金加入促進の声掛けもしてもらい、終身年金で最も有利な年金だとの情報を伝えていきます。
議長	これで事務局からのその他の案件の説明が終わりました。皆さまの方から何かございますか。
各委員	(なしの声)
議長	長時間にわたりご審議いただきありがとうございました。以上をもちまして、平成 28 年第 1 回農業委員会総会を終了いたします。

(閉会 午後 3 時 00 分)

この会議録は主査が記載したものであるが、内容に相違がないのでそれを証するため、ここに署名する。

会

長

署名委員

7 番

(印)

署名委員

1 番

(印)